

2 法令遵守点検

環境に影響を及ぼす施設・設備・事務事業活動について、法令上必要な届出や手続き等が適切に実施されているか点検する。

(1) 実施及び報告

所属長は、所管する施設・設備の運用・管理や事務事業活動について、法令上必要な届出や手続き等が適切に実施されているか点検し、その結果を環境局長に報告する。

上記点検・報告は様式 10「法令遵守点検表」により実施する。

(2) 公表

環境局長は、上記(1)の報告を集約し、その概要を公表する。

3 是正措置

「1 監視・測定」及び「2 法令遵守点検」の結果、取組が不十分な事項について是正する。

(1) 是正が必要な場合

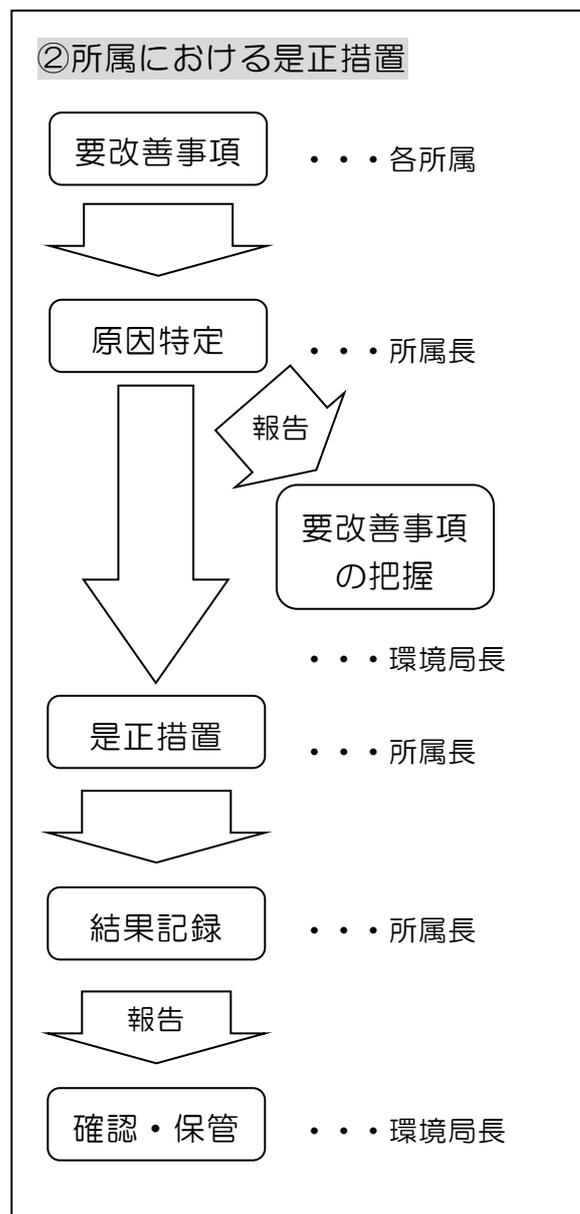
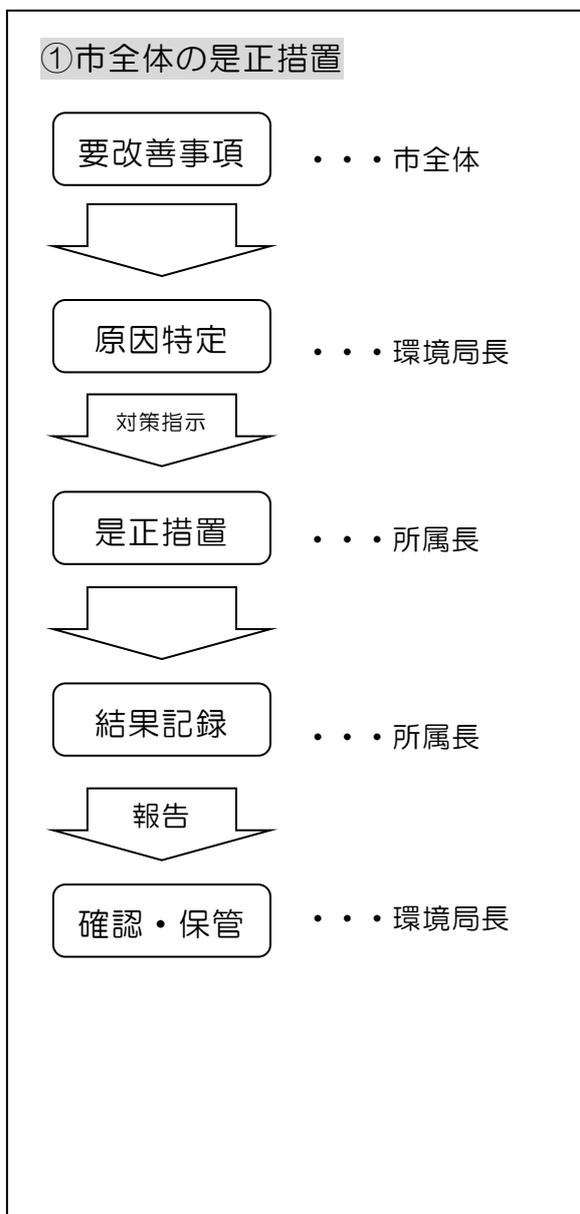
- ・ 法令上必要な届出、手続等の未実施
- ・ 環境マネジメントシステムで定めたルールからの著しい逸脱
- ・ 環境に配慮した取組における目標の著しい未達成、またはそれが予測される場合

(2) 是正措置の実施手順

要改善事項の是正の手順は下記のとおりとする。

- ① 市全体としての要改善事項が判明した場合、環境局長は、要改善事項の原因を特定し、所属長に是正措置を指示する。所属長は、様式 11「要改善事項是正報告書」により、是正措置の実施結果を記録し、環境局長に提出する。
- ② 所属における要改善事項が判明した場合、所属長は、様式 11「要改善事項是正報告書」により、要改善事項の原因を特定し、環境局長に報告するとともに、是正措置を実施し、その結果の記録を環境局長に提出する。

【是正措置フロー】



法令遵守点検表

所属名	設備管理責任者名
設備管理担当部署名	点検実施日

【点検手順】

- ①該当する項目の「該当」欄に○を付け、該当する法令等の「主な遵守事項」について確認する。
- ②法令等の遵守状況を○、△、×で評価し、「確認」欄に記入する(○:実施済み、遵守の状態、△:実施しているが一部不備や漏れがある、×:未実施、不遵守の状態) **なお、該当しない場合は「-」を記入する。**
- ③△や×の事項があれば、「要改善事項是正報告書」に要改善事項及び是正計画を記入し、すみやかに環境管理責任者(環境局長)あて提出する。
- ④上記報告とともに、すみやかに是正措置を実施し、上記③で提出した報告書に是正状況を記載し、環境管理責任者(環境局長)あて提出する。

【注意】

- ①本点検表は、庁舎管理担当など、設備管理単位ごとに作成してください。
- ②下記以外に適用される法令等については、欄を追加し、必要事項を記入してください。
- ③住所、氏名、施設名称等の変更に伴う届出が必要な場合は、適宜行うこと。

環境に影響を及ぼす設備・活動		該当	法令等	主な遵守事項 (◎は規制基準があるもの)	確認
施設・設備に関するもの	ばい煙発生施設	ばい煙発生施設を有する。 ボイラー(伝熱面積が10㎡以上)、ガス吸収式冷温水発生機 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50kg/h以上	大気汚染防止法 大阪府固定発生源窒素酸化物対策指導要領	設置・変更の届出 廃止届出 ◎ばい煙量の測定(窒素酸化物 回/6ヵ月、ばいじん1回/年(ガス専焼施設は1回/5年)) ◎排出基準の順守 窒素酸化物 法:150ppm(O2:5%) 市指導要領:60ppm(O2:0%) (H48.30以前の機器は100ppm(O2:0%)) ばいじん 0.05g/Nm3(O2:5%)	
	蒸気ボイラー	蒸気ボイラー	労働安全衛生法	設置及び変更等の届出義務 性能検査1回/年(検査証) ボイラー取扱作業主任者の選任 定期自主検査及び記録・保管(1回/月及び使用開始時) 保存3年	
	電気工作物	自家用電気工作物、非常用発電機	電気事業法	受電設備の届出義務 設置及び変更等の際の技術基準・維持管理基準の順守 電気主任技術者の選任(※1) 保安規程の制定と届出	
	都市ガス設備		ガス事業法	ガス供給設備の点検	
	製造所・貯蔵施設・取扱所	指定数量以上の危険物を貯蔵している。 地下タンクを有する。 指定数量未満(1/5以上)の危険物を貯蔵している。 重油・軽油・灯油・ガソリン等の危険物の貯蔵所を有する。	消防法 大阪府火災予防条例	設置・変更の許可申請 危険物保安監督者の選任 危険物の貯蔵・取扱の基準の遵守及び定期点検の実施並びに記録の保存 予防規程の制定・変更認可申請 危険物製造所等災害発生届(危険物施設における事故発生時) 地下貯蔵タンク・地下埋設配管の漏れの点検	
	生騒音施設	下記特定施設を有する。 冷凍機(7.5kw以上)、圧縮機、送風機(37kw以上)、クーリングタワー(2.2kw以上)、粉砕機	騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例	騒音発生施設の設置・変更の届出 ◎ 規制基準の順守	
	生振動施設	下記特定施設を有する。 圧縮機(7.5kw以上)、粉砕機(37kw以上)	振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例	振動発生施設の設置・変更の届出 ◎ 規制基準の順守	
	特定自動車の保有(特定自動車:ディーゼル車、トラック、バス、マイクロバス等で、規制対象地域内(大阪府も含まれる)に使用の本拠地がある自動車。)		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(NOx・PM法)	特定自動車排出基準の順守	
	ターボ冷凍機 スクルー型冷凍機 レシプロ型冷凍機		高圧ガス保安法	施設の変更の許可申請及び届出 冷凍保安責任者、同代理者の選任 保安検査(3年に1回) 保安検査受検届(高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で受検した場合) 定期自主検査(1年に1回以上)及び記録の保存 日常点検(1日1回以上) 保安教育計画に定める保安教育の実施 危害予防規程(内容変更時) 事故届(事故が発生した場合)	
	第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	機器の設置環境・使用環境の維持保全 簡易点検・定期点検の実施 漏えいや故障等が確認された場合の修理の実施および修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 点検・整備の記録作成・保存 フロン類の充填・回収時には第一種フロン類回収業者へ委託 機器の廃棄等時にはフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すか、設備業者等に委託し第一種フロン類回収業者に引き渡すとともに、必要書類の交付および保管(3年間)	
排水	①最大排水量が50m³/日以上である。②特定施設を有する[厨房施設(総床面積が420㎡以上)、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場等、洗浄施設を有する。	下水道法	公共下水道使用開始届・変更届の届出、廃止届出 下水の水質の測定		
廃棄物排出	ビル管法第2条に規定する特定建築物や事務所の用途に供される部分の延床面積1,000㎡以上の建物等	大阪府廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	「廃棄物管理責任者」の選任及び届出(変更があった場合、すみやかに解任・選任を届出する。) 「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出(毎年4月30日まで)		
産業廃棄物排出	産業廃棄物を排出する。(特別管理産業廃棄物を含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	保管場所に囲い、標示(60cm×60cm以上)を設置 許可業者への委託(委託業者の業許可期限の確認) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、保管 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出(毎年6月30日まで)		
特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物の排出、PCB廃棄物、水銀廃棄物等の保管 PCB廃棄物の保管	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	「特別管理産業廃棄物管理責任者」の選任 PCB廃棄物の保管・処分状況の報告(毎年6月30日まで) 「特別管理産業廃棄物管理責任者」の選任		
廃棄	特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫等)を廃棄する。 ※業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫等はフロン排出抑制法に準拠	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	廃棄時に管理票(家電リサイクル券)の写しの受領・保管		
その他					

※1:区役所の電気工作物については、都市整備局のエネルギー管理担当が電気主任技術者に選任されている。(確認欄に○を記入)

要 改 善 事 項 是 正 報 告 書

年 月 日 報 告

所属名		確 認 欄	環境管理責任者	
部署名			所属環境管理実行委員長	
担当者名			(職場環境委員長)	
電話番号				

【報告内容】

いずれかを○で囲む	要改善事項の報告 ・ 是正措置の報告
-----------	--------------------

【要改善事項の内容】

種 類	<input type="checkbox"/> 法令上必要な届出、手続等の未実施 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムで定めたルールからの著しい逸脱 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した取組における目標の著しい未達成等
発 生 日	年 月 日
内 容	
原 因	

【是正措置の内容】 (要改善事項の報告の際には「是正計画」を記載。措置後に「実施状況」を記載して報告。)

実 施 日	年 月 日
是正措置の内容 (再発防止対策 を含む)	
是正措置後の状況 (改善状況)	

【環境管理責任者による評価】

再是正の必要性	有 ・ 無
再是正を必要とする理由	